

宮城県スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領

(趣旨)

第1 宮城県スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和8年1月14日付け7農産第3856号農林水産省農産局長通知。以下、「国要領」という。）及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年1月14日付け7農産第3678号農林水産事務次官依命通知。以下、「国要綱」という。）、宮城県スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付要綱（令和8年2月24日付け農振第985号通知。以下、「県交付要綱」という。）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容等)

第2 本事業の内容は、国要綱第5に定めるものとし、その事業メニュー、取組主体及び採択要件は国要綱別表1及び国要領別記1-2の第10に掲げるとおりとする。

(事業実施の手続)

第3 事業実施の手続は、国要領別記1-2の第9に定めるものとする。

- 2 知事は、国要領別記1-2の第9の2で承認された都道府県スマート農業ビジョン（宮城県）について、地域協議会長等に通知するものとする。
- 3 本事業を実施しようとする者は以下の区分に応じ、それぞれ定める計画書等を作成し、知事に提出するものとする。
 - (1) 地域協議会長等に当たっては、産地スマート計画及び取組主体事業計画書等
 - (2) 高度利用計画取組主体（国要領別記1-2の第9の5に規定する者をいう。以下同じ）に当たっては、スマート技術高度利用計画書等
- 4 知事は、前項(1)により提出のあった計画等について審査を行い、都道府県事業計画の取組内容への位置付けについての可否を決定し、地域協議会長等に通知する。
- 5 知事は、第3項(2)により提出のあった計画等について内容を確認し、必要に応じて、高度利用計画取組主体に対して修正等の指示を行うものとする。
- 6 知事は、国要領別記1-2の第9の6の(3)の規定に基づく東北農政局長等との協議終了後、同要領第9の6の(5)の規定により産地スマート計画、取組主体事業計画及びスマート技術高度利用計画を承認した場合は、地域協議会長等及び高度利用計画取組主体に通知するものとする。
- 7 地域協議会長等は、前項の規定により知事より産地スマート計画及び取組主体事業計画の承認の通知を受けた場合は、承認を受けた産地スマート計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画の承認を行うものとする。
- 8 地域協議会長等及び高度利用計画取組主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要領に定める範囲内で、産地スマート計画又はスマート技術高度利用計画を変更することができるものとする。

(事業実施状況及び達成状況の報告)

第4 地域協議会長等及び高度利用計画取組主体は、事業実施状況の報告及び達成状況の評価について、国要領別記1-2の第16及び第17により知事に報告するものとする。

(事業名の掲示等)

第5 本事業により設置した施設、又は導入した機械等には、本事業名、本事業の実施年度等を表示するものとする。

(事業の公表)

第6 知事は、国要領別記1-2の第17の9の規定に基づき、原則として事業評価を行った年度に、その評価結果及び成果目標の達成率が80%に満たなかった産地スマート計画又はスマート技術高度利用計画を有する地域協議会及び高度利用計画取組主体を公表するものとする。

(推進指導等)

第7 地域協議会長等は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施について推進指導に当たるものとする。

(書類の提出及び経由)

第8 この要領により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所長又は同地方振興事務所地域事務所長(以下、「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年2月24日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。